

## 主な用語の定義

### 「賃金の改定」

すべてもしくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含まれる。（下図参照）

#### 賃金の改定

◆ 賃金表 <sup>(注1)</sup> の改定

(増額) ベースアップ (ベア)

賃金表 <sup>(注1)</sup> の改定により賃金水準を引き上げること

(減額) ベースダウン

賃金表 <sup>(注1)</sup> の改定により賃金水準を引き下げること

◆ 定期昇給 (定昇)

毎年一定の時期を定めて、その企業の昇給制度に従って行われる昇給。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含む。

◆ 諸手当の改定

能率手当、生産手当  
役付手当、特殊勤務手当  
技能手当、技術手当  
家族手当、扶養手当  
通勤手当、住宅手当  
その他の手当

なお、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く

◆ 賃金カット

賃金表 <sup>(注1)</sup> 等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金を減額すること

これらにより、賃金の改定を実施した結果

○ 改定前との差額 (1人平均所定内賃金 <sup>(注2)</sup>)

がプラスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる

○ 改定前との差額 (1人平均所定内賃金 <sup>(注2)</sup>)

が「0」(ゼロ)又はマイナスの場合

⇒ 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

(注1)賃金表： 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの。

(注2)所定内賃金： 所定労働時間に対して支払われるものであり、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当は含まれない。

### 「定期昇給（定昇）」

あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含む。

### 「ベースアップ（ベア）」「ベースダウン」

賃金表の改定により賃金水準を引き上げる、又は引き下げることを行う。

### 「賃金カット」

賃金表等を変えずに、ある一定の期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額する場合をいう。なお、役員報酬のカットは含まれない。

### 「個別賃金方式」

学歴、年齢、勤続年数、職種、熟練度等の種々の条件について、特定の属性を設定した労働者、例えば「高校卒、35歳、勤続17年」について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

### 「平均賃上げ方式」

労働者1人平均（基準）賃金について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

### 「業績連動式」

一定のシステムや算定式に基づき、部門・企業全体などの組織の業績や個人の業績に応じて賞与支給額を決定する方式をいう。

### 「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分（定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分）を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

### 「年間臨給状況」

夏、冬の賞与（ボーナス）を交渉し、決定する以下の四方式。

各期型……………その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の賞与をそれぞれ決定している企業。

夏冬型……………夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定している企業。

冬夏型……………冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定している企業。

その他……………上記以外の企業。